

公共調達物の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部署の名称及 び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の 商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の場合			備 考	
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数		
1	雇用調整助成金の 特例措置の拡大に 伴う臨時執務室増設 に係る什器等の購入	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大 手前4-1-67	R2.5.8	株式会社 大阪メーベル 大阪市旭区中 宮1-1-25	31200010 01214	別紙2参照	7,593,586	7,120,080	93.8%	-	-	-	-	
2	雇用調整助成金の 特例措置の拡大に 伴う臨時執務室増設 に係る複合機等の購 入	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大 手前4-1-67	R2.5.8	リコージャパン 株式会社 販売事業 部 関西MA事 業部 官公庁・ 文教営業部 大阪市中央区 本町橋1-5	10100011 10829	別紙3参照	1,950,311	1,635,480	83.9%	-	-	-	-	
3	雇用調整助成金の 特例措置の拡大に 伴うパーソナルコン ピューター等の購入 及び接続設定作業	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大 手前4-1-67	R2.5.8	株式会社 船橋通信 京都府福知山 市宇天田39 1-乙	91300010 41286	別紙4参照	1,845,086	1,817,286	98.5%	-	-	-	-	
4	雇用調整助成金の 特例措置の拡大に 伴う支給決定通知書 発送用封筒の作成	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大 手前4-1-67	R2.5.8	株式会社 衛土井印刷 和歌山県和歌 山市西浜768 -9	61700020 02591	会計法第29条 の3第5項及び 予算決算及び 会計令99条第2 号	1,695,100	1,243,000	73.3%	-	-	-	-	
5	「トナーカートリッジ」 購入	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大 手前4-1-67	R2.5.13	株式会社 大阪塚商会 L A関西営業部 大阪市福島区 福島6-14- 1	10100010 12983	会計法第29条 の3第5項及び 予算決算及び 会計令99条 の第3号	1,373,825	1,282,250	91.9%	-	-	-	-	
6	令和2年度大阪労働 局等で使用する業務 用用紙の作成	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大 手前4-1-67	R2.5.27	株式会社 東洋印刷 京都府京都市 中京区壬生松 町20	31300010 21789	会計法第29条 の3第5項及び 予算決算及び 会計令99条第2 号	1,493,736	1,275,934	85.4%	-	-	-	-	

<p>契約件名及び数量</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置の拡大に伴う臨時執務室増設に係る什器等の購入</p>
<p>随意契約によることとした理由</p>	<p>令和2年5月1日付け事務連絡「雇用調整助成金等のweb受付にかかる準備について」において、最短で5月18日のweb受付開始を見込み、端末、プリンター及びウイルス対策ソフトを確保するよう指示があった。また、令和2年4月24日付け「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の迅速な支給決定について」において、2週間を目途に支給するよう指示があった。</p> <p>当該事務を行うにあたっては、場所の選定に係る他官庁との調整や人員体制、補充規模の決定を要したことに加え、通常、PC等のOA機器やトナーカートリッジ等の納品までは1か月程度を要してきたこと、ゴールデンウィークによる開庁日の短縮を考慮すると、一定期間の公示を経て一般競争入札を行うこととすると、納期の確保ができなくなり、調達できなくなることから、雇用調整助成金の支給申請が激増している状況を鑑みると、一刻も早く上記増員体制のもと審査・支給決定業務にあたらなければ2週間以内に支給決定を行うのは到底不可能であり、本助成金の目的である雇用のセーフティネットとしての機能を果たせず、行政需要の高まりに応えることができなくなると国民生活に悪影響を及ぼすこととなる。</p> <p>以上のとおり、本調達を可及的速やかに実施する必要があったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結したものである。</p>
<p>競争性のある契約方式への移行が困難な事由</p>	<p>上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能</p>
<p>随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限</p>	<p>移行予定なし</p>
<p>備考</p>	

<p>契約件名及び数量</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置の拡大に伴う臨時執務室増設に係る複合機外の購入</p>
<p>随意契約によることとした理由</p>	<p>令和2年5月1日付け事務連絡「雇用調整助成金等のweb受付にかかる準備について」において、最短で5月18日のweb受付開始を見込み、端末、プリンター及びウイルス対策ソフトを確保するよう指示があった。また、令和2年4月24日付け「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の迅速な支給決定について」において、2週間を目途に支給するよう指示があった。</p> <p>当該事務を行うにあたっては、場所の選定に係る他官庁との調整や人員体制、補充規模の決定を要したことに加え、通常、PC等のOA機器やトナーカートリッジ等の納品までは1か月程度を要してきたこと、ゴールデンウィークによる開庁日の短縮を考慮すると、一定期間の公示を経て一般競争入札を行うこととすると、納期の確保ができなくなり、調達できなくなることから、雇用調整助成金の支給申請が激増している状況を鑑みると、一刻も早く上記増員体制のもと審査・支給決定業務にあたらなければ2週間以内に支給決定を行うのは到底不可能であり、本助成金の目的である雇用のセーフティネットとしての機能を果たせず、行政需要の高まりに応えることができなくなると国民生活に悪影響を及ぼすこととなる。</p> <p>以上のとおり、本調達を可及的速やかに実施する必要があったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結したものである。</p>
<p>競争性のある契約方式への移行が困難な事由</p>	<p>上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能</p>
<p>随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限</p>	<p>移行予定なし</p>
<p>備考</p>	

<p>契約件名及び数量</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置の拡大に伴うパーソナルコンピューター等の購入及び接続設定作業</p>
<p>随意契約によることとした理由</p>	<p>令和2年5月1日付け事務連絡「雇用調整助成金等のweb受付にかかる準備について」において、最短で5月18日のweb受付開始を見込み、端末、プリンター及びウイルス対策ソフトを確保するよう指示があった。また、令和2年4月24日付け「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の迅速な支給決定について」において、2週間を目途に支給するよう指示があった。</p> <p>当該事務を行うにあたっては、場所の選定に係る他官庁との調整や人員体制、補充規模の決定を要したことに加え、通常、PC等のOA機器やトナーカートリッジ等の納品までは1か月程度を要してきたこと、ゴールデンウィークによる開庁日の短縮を考慮すると、一定期間の公示を経て一般競争入札を行うこととすると、納期の確保ができなくなり、調達できなくなることから、雇用調整助成金の支給申請が激増している状況を鑑みると、一刻も早く上記増員体制のもと審査・支給決定業務にあたらなければ2週間以内に支給決定を行うのは到底不可能であり、本助成金の目的である雇用のセーフティネットとしての機能を果たせず、行政需要の高まりに応えることができなくなると国民生活に悪影響を及ぼすこととなる。</p> <p>以上のとおり、本調達を可及的速やかに実施する必要があったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結したものである。</p>
<p>競争性のある契約方式への移行が困難な事由</p>	<p>上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能</p>
<p>随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限</p>	<p>移行予定なし</p>
<p>備考</p>	